

令和8年度福島12市町村定着支援事業
業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度福島12市町村定着支援事業業務委託

2 背景及び目的

「ふくしま12市町村移住支援センター」(※1)(以下「移住支援センター」という。)では、福島12市町村(※2)(以下「12市町村」という。)への移住促進に向けて移住希望者に対する移住促進施策を広域的に展開することにより、移住者の増加を図る取組を進めている。

本業務は、移住者の定住を促進するため、移住者に対して広域的かつ継続的な交流機会を提供するとともに、交流会等の円滑な実施及び移住者の定着に向けた情報発信、コミュニティ構築、施策形成のための情報整理等を行うことを目的とする。

※1：移住支援センターは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が福島県より受託し運営する。

※2：福島12市町村とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を指す。

3 委託業務内容

(1) 交流会等の開催

ア 業務内容

12市町村への移住者に市町村の境界を越えた広域的かつ継続的な交流機会を提供するもの。

イ 要件

(ア) 本業務では、移住者に対し、広域的かつ継続的な交流機会を提供するため、地域で既に活動している団体等と連携した交流会を開催すること。開催にあたっては、参加者が関心を持ちやすい「テーマ」(テーマ例：アウトドア、スポーツ、料理、農業体験、アート、趣味、防災、教育、婚活など)を3つ以上設定することとし、そのうち1つは必ず「子育て」とし、残りについては地域の特性やニーズを踏まえて提案すること。

なお、テーマを「子育て」で開催する場合には、大人と子どもそれぞれが楽しめるプログラムを企画すること(例：託児スペースの設置や、親子別プログラムの並行実施など)。

(イ) 開催回数については、各テーマ4回以上、合計で21回以上(概ね月2回程度)開催することとし、開催場所は、特定の地域に偏らず広域的な交流が図れるよう、12市町村の生活圈や地理的条件等を考慮して効果的な実施計画を提案すること。

なお、12市町村すべての自治体において必ず1回以上の交流会等を開催すること。

- (ウ) 交流会等の企画にあたっては、内容、日程等について、開催地となる市町村の移住相談窓口等と十分に事前協議を行い進捗を管理すること。
- (エ) 交流会等への参加者数については、各回15人程度（うち移住者が半数程度）が参加するよう毎回広報物を作成し、12市町村内の移住者及び移住者以外の住民への周知広報を行うこと。
なお、全ての交流会の実施予定をまとめた広報物を定期的に作成し、移住相談窓口等関係各所への配布を行い周知すること。
- (オ) 交流会等については、参加者同士の交流が図られるような仕掛け、コンテンツを盛り込むこと。
- (カ) 既存のコミュニティツールを活用し、次回交流会等の告知や参加者同士が情報交換や連絡が取れるコミュニティを各テーマごとに構築すること。また、参加者同士の交流が活発となる取り組みを実施すること。
例) LINE、Slack、Facebookなど
- (キ) 交流会等の参加者に対してアンケートを実施し、アンケート内容を取りまとめること。
- (ク) 交流会等の実施後には、実施状況が分かるよう各回の実施報告書を作成すること。
- (ケ) 移住支援センターが制作する未来ワークふくしまの定着支援特集ページのデザイン設計、情報提供を行うこと。

(2) 広域情報発信アカウントの運営

ア 業務内容

移住者の定住に必要な日常的な関係づくりの接点を強化するため、特に若年層、子育て世代が日常的に情報取得できるように、12市町村における地域イベント情報等を集約したコンテンツを整備し、SNS等により発信するもの

イ 要件

- (ア) 地域のイベントやコミュニティ情報を適宜集約し、SNS等により情報発信を行うことで移住者が日常的に情報取得できるアカウントを運営すること。
なお、フォロワー数獲得目標値を提案書に盛り込むこと。
- (イ) 本事業で実施する交流会情報に加え、12市町村各自治体や移住相談窓口、民間団体等と連携し、移住者向けイベント情報、地域活動情報等を幅広く収集・集約し、月10件程度のイベント情報等を発信すること。
なお、移住者が「このアカウントに登録しておけば、週末の過ごし方や地域の情報が良く分かる」と感じられるような、有益かつ網羅的な情報発信を行うこと。

(3) 成果報告会の実施運営

ア 事業内容

(1)、(2)の事業の振り返りを発表する場を設け、移住者定着に向けた地域での活動促進や意識醸成を行うもの。

イ 要件

- (ア) 成果発表を行うものは本事業の受託者及び交流会等を実施する地域団体とし、概ね2月中旬から3月上旬に1回開催するものとする。
- (イ) 参加対象者は市町村、移住相談窓口、福島県などの職員とする。
- (ウ) 会場確保、開催案内、司会進行などの運営は本事業の受託者が行うものとする。

(エ) 開催に向けては、移住支援センター及び交流会等を実施する地域団体と連携、協議しながら進めるものとする。

4 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月19日(金)まで

5 権利の帰属

本業務を遂行するに際し作成した情報及びコンテンツ等の成果は公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構に帰属する。

6 提出物及び提出先

(1) 契約締結後、速やかに下記のことを紙面にて提出すること。

	書類名	様式等	媒体	備考
1	着手届	様式第1号	紙	
2	主担当者通知書	様式第2号	紙	
3	実施体制図	任意様式	紙	責任者及び担当者を明記すること
4	実施工程表	任意様式	紙	
5	その他	任意様式	紙	委託者が必要と認める書類

(2) 業務完了後、速やかに下記のことを提出すること。

	書類名	様式等	媒体	備考
1	完了届	様式第3号	紙	
2	請求書に係る内訳書	任意様式	紙	
3	事業報告書	様式第4号	紙	1部
4	事業報告書及び事業報告書に掲載した画像の電子データ	任意様式	電子データ	1部
5	本業務において作成した資料等	任意様式	電子データ	
6	その他、本業務にて収集した情報について移住支援センターが求める様式で提出を行う。	任意様式		委託者が必要と認める様式

(3) 提出先

〒979-1111 双葉郡富岡町小浜字中央295

ふくしま12市町村移住支援センター 市町村支援課

連絡先 0240-23-4315

7 契約に関する条件等

(1) 移住支援センターとの調整

本業務の遂行に当たっては、移住支援センターと十分調整したうえで業務を行い、移住支援センターの指示に従うこととする。

(2) 書類等の適正な管理・保管

受託者は、会場施設管理者及び参加者等から提出のあった各種書類を適切に保管し、保管場所等を電子データに記録し、常時、移住支援センターからの求めに応じ検索し提出できるようにすること。

8 受託者の責務

(1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに移住支援センターへ報告すること。

(2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施に当たり各種法令等を遵守し、移住支援センターの信用を失墜する行為を行ってはならない。

(3) 法令等の遵守

ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

イ 個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。

なお、個人情報記載された資料については、業務完了後、移住支援センターに返還すること。

(4) 備品等の目的外使用の禁止

受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した備品等を本業務以外の目的で使用してはならない。

9 業務実施における注意事項

(1) 委託業務実施に当たっては、適宜、移住支援センターと協議し進めること。

(2) 本仕様書に明記されていない事項については、移住支援センターと協議すること。

(3) 本委託の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに移住支援センターに連絡し、受託者の責任において解決を図ること。

(4) その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、移住支援センターと協議し、その指示に従うこと。

10 その他

(1) 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

(2) 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。

(3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細については、移住支援センターと協議のうえ、決定すること。

(4) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。やむを得ず再委託する必要がある場合は、移住支援センターと協議し、

承諾を得ること。

- (5) 受託者は、移住支援センターと定期的に打合せを行い、進捗状況をきめ細かに報告すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議のうえ、定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (7) 成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、移住支援センターに帰属するものとする。
- (8) 本委託業務の受託者は、移住支援センターの許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (9) 本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに移住支援センターへ連絡するとともに、当該紛争の原因が専ら移住支援センターの責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、移住支援センターは、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (10) 本業務は、国の交付金を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、移住支援センターに協力すること。